

平成21年加美町議会第1回定例会会議録第2号

平成21年2月24日（火曜日）

---

出席議員（20名）

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
3番	木村哲夫君	4番	一條光君
5番	吉岡博道君	6番	門脇幸悦君
7番	下山孝雄君	8番	沼田雄哉君
9番	工藤清悦君	10番	三浦英典君
11番	佐藤善一君	12番	近藤義次君
13番	新田博志君	14番	福島久義君
15番	尾形勝君	16番	高橋源吉君
17番	一條寛君	18番	星義之佑君
19番	猪股信俊君	20番	米澤秋男君

---

欠席議員 なし

欠 員 なし

---

説明のため出席した者

町 長	佐藤澄男君
副 町 長	森田善孝君
総 務 課 長	早坂宏也君
会計管理者兼課長	伊藤東君
政策推進室長	高橋啓君
危機管理室長	猪又健君
企画財政課長	吉田恵君
町民課長	佐藤勇悦君
税務課長	竹中直昭君
農林課長	猪股雄一君

農業振興対策室長	府 田 周 一 君
森林整備対策室長	浅 野 恒 昭 君
商工観光課長	柳 川 文 俊 君
建設課長	早 坂 忠 幸 君
保健福祉課長	早 坂 仁 君
子育て支援室長	早 坂 律 子 君
地域包括支援 センター所長	川 熊 忠 男 君
上下水道課長	高 橋 行 雄 君
小野田支所長	齋 藤 吉 男 君
宮崎支所長	猪 股 忠 一 君
総務課長補佐	猪 股 清 信 君
教 育 長	今 野 文 樹 君
教育総務課長	三 嶋 秀 二 郎 君
社会教育課長	諸 岡 敏 裕 君
文化振興課長兼 体育振興課長	大 類 恭 一 君
農業委員会会長	兔 原 伸 一 君
農業委員会事務局長	鈴 木 裕 君
代表監査委員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	鈴 木 啓 三 君
次 長	今 野 仁 一 君
主 査	伊 藤 一 衛 君
主 事	佐 藤 順 子 君

議事日程 第2号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 承認第 1号 専決した事件の承認について（平成20年度加美町一般会計補

正予算（第7号）

- 第 3 議案第 1 号 加美町宮崎生涯学習センター条例の制定について
- 第 4 議案第 2 号 加美町福祉センター条例の制定について
- 第 5 議案第 3 号 加美町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 第 6 議案第 4 号 加美町監査委員条例の一部改正について
- 第 7 議案第 5 号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 6 号 加美町立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 7 号 加美町生涯学習計画審議会条例の一部改正について
- 第 10 議案第 8 号 加美町公民館条例の一部改正について
- 第 11 議案第 9 号 加美町敬老祝金等支給条例の一部改正について
- 第 12 議案第 10 号 加美町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 13 議案第 11 号 加美町介護保険条例の一部改正について
- 第 14 議案第 12 号 加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 15 議案第 13 号 加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 16 議案第 14 号 加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 17 議案第 15 号 加美町就業改善センター条例の廃止について
- 第 18 議案第 16 号 加美町勤労青少年ホーム条例の廃止について
- 第 19 議案第 17 号 加美町農村環境改善センター利用条例の廃止について
- 第 20 議案第 18 号 加美町立広原小学校建設審議会条例の廃止について
- 第 21 議案第 19 号 加美町宮崎生涯学習センター建設審議会条例の廃止について
- 第 22 議案第 20 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田西部サービスセンター他）
- 第 23 議案第 21 号 工事請負変更契約の締結について（加美町立中新田小学校校舎棟大規模改修工事）
- 第 24 議案第 22 号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更について

- 第25 議案第23号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について
- 第26 議案第24号 平成20年度加美町一般会計補正予算（第8号）
- 第27 議案第25号 平成20年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第28 議案第26号 平成20年度加美町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 第29 議案第27号 平成20年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第30 議案第28号 平成20年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第31 議案第29号 平成20年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第32 議案第30号 平成20年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）
- 第33 議案第31号 平成20年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- 第34 議案第32号 平成20年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第35 議案第33号 平成20年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
- 第36 議案第34号 平成20年度加美町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第3号）
- 第37 議案第35号 平成20年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第38 議案第36号 平成21年度加美町一般会計予算
- 第39 議案第37号 平成21年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第40 議案第38号 平成21年度加美町老人保健特別会計予算
- 第41 議案第39号 平成21年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 第42 議案第40号 平成21年度加美町介護保険特別会計予算
- 第43 議案第41号 平成21年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第44 議案第42号 平成21年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第45 議案第43号 平成21年度加美町霊園事業特別会計予算
- 第46 議案第44号 平成21年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第47 議案第45号 平成21年度加美町下水道事業特別会計予算
- 第48 議案第46号 平成21年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 第49 議案第47号 平成21年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算
- 第50 議案第48号 平成21年度加美町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第50まで

午前10時00分 開議

○議長（米澤秋男君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、8番沼田雄哉君、9番工藤清悦君を指名いたします。

---

#### 日程第2 承認第1号 専決した事件の承認について（平成20年度加美町一般会計補正予算（第7号））

○議長（米澤秋男君） 日程第2、承認第1号専決した事件の承認について（平成20年度加美町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 皆さん、おはようございます。

本日もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

承認第1号専決した事件の承認について（平成20年度加美町一般会計補正予算（第7号））について御説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1,400万円を追加し、歳入歳出それぞれ126億5,793万3,000円とする補正予算で、雇用対策並びに中小企業振興対策としまして緊急に予算措置を図る必要があったことから、専決処分を行ったものであります。

歳入につきましては、中小企業振興資金貸付金元利収入1,400万円を増額し、歳出につきましては、緊急雇用対策事業費315万5,000円、中小企業振興資金事業費1,526万円を増額し、予備費を減額したものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより承認第1号専決した事件の承認について（平成20年度加美町一般会計補正予算（第7号））の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、承認第1号専決した事件の承認について（平成20年度加美町一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

### 日程第3 議案第1号 加美町宮崎生涯学習センター条例の制定について

○議長（米澤秋男君） 日程第3、議案第1号加美町宮崎生涯学習センター条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第1号加美町宮崎生涯学習センター条例の制定について御説明申し上げます。

本案件は、宮崎福祉センターの東に建設しております加美町宮崎生涯学習センターの設置に関する条例でありまして、第1条では、地方自治法第244条の2第1項で規定する公の施設であること、第2条では、センターが住民の生涯学習の拠点であること、そして第3条では、センターの管理運営は加美町公民館条例の規定により行い、使用料は同条例第9条別表2の3の宮崎公民館によると規定したものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番近藤義次君。

○12番（近藤義次君） 完成した後の福祉センターとのつなぎってというのは、すぐできないんですか。それとも、ある程度の時間がないとそういうことを認められないんですか。その辺、担当課長にお尋ねいたしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（諸岡敏裕君） 社会教育課長です。

つなぎという部分でございますが、渡り廊下で福祉センターと今回の生涯学習センターを結ぶ計画ではございますが、消防法上の関係で一体化されたものとはできないので、若干外して、そ

して中を渡り、栈橋かなんかでつなぐということで考えております。

消防法という制約がございますので、片方は鉄骨、片方は木造ということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 12番。

○12番（近藤義次君） つないだ場合に、福祉センターの方の施設ですね、体育施設なり、あるいは演説会場なり、あるいは公民館として必要な回数が大変多くなって、むしろ福祉センターで使うより公民館で使うような状態が多くなった場合に、その管理運営の問題というのは、公民館の方に移行するとかってというような考え方はないんですか。そういうことはできないんですかね。今後当然あの会場が公民館の施設として使えば十分な利用価値があるのではなかろうかというふうな感じがするんですが、その辺はそういうことはできないんですか。その辺についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（諸岡敏裕君） 社会教育課長です。

内部で現在、福祉センターのトイレ、調理実習室にある、そばにある区画する部分がございます。現在そこで区画しているわけですが、その部分を移動させて、社会教育事業で調理実習室も使えるような形にするということでしております。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。3番木村哲夫君。

○3番（木村哲夫君） 関連してですね、その利用方法ということで、以前、計画のときに、放課後児童クラブへの対応といいますか、ほんわかんで行っていたところで不足している部分を、新しく生涯学習センターができるということで、そちらで補うようにお話を聞いていたのですが、その辺の利用といいますか、放課後児童クラブの対応についてお伺いします。

○議長（米澤秋男君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 子育て支援室長です。お答えいたします。

21年度につきましては、宮崎福祉センターのお部屋を使わせていただいて実施していくというのが原則になっておりますが、いろいろお部屋の都合上のこともありまして、生涯学習センター等の利用も考えております。以上です。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 宮崎地区の今までの公民館活動の中で、ここにも設置の、（設置）の中ですけれども、学習意欲を高めるというようなことで、特に高齢者の方々には送迎をしながら集まっていたり勉強してもらったりというような形があるんですけれども、実際、地域



的に広範囲にわたるところから参加者を集めるということになりますと、やはりそういう手段も使わなくてはいけないと思うんですけれども、これが小野田、宮崎ということのですね、今後、参加者の送迎という部分に関して、それぞれの館でもそういう手法をとられていくのかどうか。

やはりサービスということを均一にするということになれば、地区ごとの、何ていいますかね、方法というのをある程度統一した形にしていかなければいけないんじゃないかというふうだと思うんですけれども、その辺についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（諸岡敏裕君） 社会教育課長、お答えします。

現在、宮崎地区についてお話しすると、3館、賀美石、宮崎、旭の3館で共同での事業もございまして、その中でそれぞれ送迎なりという形の実施の仕方をしております。ただ、基本的に、その地区館、地区館で事業を展開するのがよろしいわけですが、そういった参加者の関係、人数がないと開催できない部分もございまして、そういった形で送迎なりというのもしている部分もございまして、基本的にはその地区、地区内での展開と申しましょうか、実施が重要なのかなというふうに判断しております。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 9番。

○9番（工藤清悦君） 教育長にお伺いしたいと思うんですけれども、鳴瀬、広原の公民館の地区館、指定管理者制度で今調整中だと思うんですけれども、やはりそれぞれの地区の公民館機能というものを発揮するためには、やはり指定管理者制度の中で十分に発揮できるかどうかということに対しては疑問なところもあるんですけれども、今社会教育課長が言ったように、それぞれの地区の中央館が中心となって事業を運営、推進するという中で、やはり離れたところの方々の参加というものがなかなか難しい面も出てくるのかなというふうに思いますけれども、それぞれの地区の公民館と、それから、地区館といいますかね、中央の公民館といいますか、その辺の連携事業の中での今後送迎とか、参加者を確保するための方策というものはあるべきなのかどうかと。確かに若い人たちとか一般の勤労者ですと足は確保できるんですけれども、高齢者の場合はなかなか、近場に拠点がないと、または活動する場がないと参加できないという面もあるんですけれども、その辺の方向性について、こうやりますということではないと思うんですけれども、考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 教育長。

○教育長（今野文樹君） 教育長、お答えいたします。

基本的にはケース・バイ・ケースで、そのときそのときで対応の仕方を考えていくというふう

になるかと思えます。中央館と地区館、連携しながらですね、その地域の方々のボランティア的な方等も頼りにしながらということになるのではないかなんかと思っているところでございます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号加美町宮崎生涯学習センター条例の制定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号加美町宮崎生涯学習センター条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第4 議案第2号 加美町福祉センター条例の制定について

○議長（米澤秋男君） 日程第4、議案第2号加美町福祉センター条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第2号加美町福祉センター条例の制定について御説明申し上げます。

本案件は、宮崎福祉センターに隣接して加美町宮崎生涯学習センターが設置されることにより、宮崎福祉センターの一部が社会教育施設としての利用が見込まれることから、その使用料を設定するとともに、あわせて、町内に三つあります福祉センターの統一した運営を図るため、統合した条例を制定するものであります。

基本的に、福祉センターの使用料については無料であり、目的外利用での使用料の額を設定するに当たりましては、従来の福祉センター条例及び公民館条例等で規定しています使用料と同額に設定をしております。

なお、本条例の制定に伴いまして、中新田福祉センター条例、小野田福祉センター条例及び宮崎福祉センター条例につきましては廃止するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 三つのセンターの共通した条例というようなことなんですけれども、先ほ

ど社会教育課長からもお話あったんですけれども、調理実習室の件なんですけれども、当初、この福祉センターの設置目的ということから考えれば、整合性というとおかしいんですけれども、社会教育施設と合わせていくというようなことの設置目的の食い違いというのはないのかなということが1点と、もう一つは、今回は宮崎地区のことで、利用料金なんかも、公民館といいますかね、合わせるということなんですけれども、小野田のことはよく承知してないんですけれども、中新田の福祉センターの場合ですと、設置目的があって、特に土日なんかに関しては、その設置目的に合った利活用でないと貸し出しなかなかしていただけないんでないかというようなちょっと方向にあるんですけれども、その辺についてのお話をいただければというふうに思います。以上です。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えします。

基本的には従来の使い方と同じでございます。ただ、今回については、先ほど社会教育課長申し上げましたように、建物、建物での管理という形になろうかと思えます。ですから、現在宮崎の福祉センターにある調理室の利用は、福祉センターとしても利用します。それから、今回例示したということで、社会教育としての活用もなされるのではないかということで今回の条例改正に至ったものなんですけれども、公民館活動における例えば調理実習があった場合については、基本的にやっぱり、使用料は設定してましますけれども、使用料自体は取らないんだというふうに思っております。ただ、一般の方もしくはプロの方が例えばそこで調理のための講座を開きたいということになりますと、厳密な意味で言うと福祉センターの本来の目的外の利用ということになるものですから、どうしても設定せざるを得ないということから、そういった料金について3館同じような料金の設定を今回させていただいたということです。

ですから、使用する趣旨といいますか、それは料理の講習会ということは同じなんですけれども、やっぱり社会教育、あるいは福祉のいわゆる保健活動、福祉、そういうことからいうと、利用する内容は同じなんですけれども、使い方がちょっと異なるということはありますけれども、やっぱり利用される目的については同じだということだと思います。ですから、重複するというのであれば重複するんですけれども、同じ料理教室の開催を町の施設でやったということにおいては同じじゃないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号加美町福祉センター条例の制定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号加美町福祉センター条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第5 議案第3号 加美町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

○議長（米澤秋男君） 日程第5、議案第3号加美町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第3号加美町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について御説明申し上げます。

本案件は、不足しています介護従事者の処遇を改善するため、国では、平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業におきまして、介護報酬単価を約3%引き上げることにしております。それに伴います介護保険料の上昇を抑制するため、平成21年度におきましては上昇分の全額を、22年度におきましてはその半額を市町村に対しまして臨時交付金として交付することになっており、この受け入れ先として本基金条例を制定するものであります。

基金の総額につきましては平成20年度中に交付されますことから、これを積み立て、平成21年度と22年度に取り崩しを行い、介護保険料の抑制のための財源とするものであります。

なお、本条例は第4期のみの措置となっておりますことから、平成23年度末の平成24年3月末をもちまして効力を失うこととなります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 3年限りのこの基金条例ということですが、3年後、その後においても財政需要というものはもっとも高まってくるのではないかと思います。そこでこの不測の財政需要に対処するためにですね、3年後はどのような考えでありますかお尋ねをいたします。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えします。

今回は、要するに介護保険事業の期間というのは3年1周期になっているということで、3年間で条例ということになっております。その3年間につきましては、国からそういった指導がございまして、こういった基金の設置をなさいというようなことになっておりますけれども、いわゆるその次の3年間については、まだ明確に決まっております。今の段階で決まっているのは、23年度に1回精算をして、返すものは返してくださいということだけになっております。それ以降については、まだ詳細にはわかっておりません。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 12番近藤義次君。

○12番（近藤義次君） 福祉課長にお尋ねしますが、今この問題で新聞等で介護従事者の処遇がうんと改善されるというので、みんな月給うんと上がると思ってるんだよね。これ大変なことなのね。現場にすれば、全然バックしてくる介護費が上がってないにもかかわらず、本人たちにすれば、もらえるんでないかというような、3万円ぐらいも上がるんでないかというような感覚を持ってるわけなんだよね。老人ホームなりいろいろな施設、聞いてみても、全然上げるような財源がないというようなことが言われてるわけだ、宮崎の老人ホームにしてもうちの方の社会福祉協議会にしてもね。この辺はどういうことなのかな。福祉課長、説明してくださいよ。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、御説明申し上げます。

私が納得できるような回答できる立場にございませんので、それをあらかじめ御理解いただきたいというふうに思っております。

今回、介護従事者が不足しているのは給料が安いからだということの発想から、この話が出るんだと思います。それで、その処遇改善ですから、今議員さんおっしゃったように、端的に言う給料上げるんだという話になろうかと思えます。給料上げるという話であれば、何で3年間しかないのかというような感じを持っておりまして、何せ給料の話なものですから、私が不用意に発言……、要するに、先ほど質問ありましたが、4年目以降どうするのかということもございまして、不用意に発言するというのは控えさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、今のところ聞いているのは、確かに給料が上がるということだけは聞いております。その数字については定かではないんですけれども、1万円から2万円ぐらいの間ではないかというようなことを聞いているということだけでございます。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。5番吉岡博道君。

○5番（吉岡博道君） 今回のこの基金条例の制定については、第24号議案の補正の中で国庫補助金として1,646万5,000円が交付されております。これを原資に基金運用していくと思うんです

が、さっき町長からも提案理由の説明の中で、報酬単価、これ3%でなく約3%という説明がありました。この3%の部分ですね、まだ確定してないかどうか。

それから、第1号被保険者、65歳以上なんです、この負担割合が1%増加する予定なんですね。これも確定しているかどうか。それを根拠にこの交付金が交付されたと思うんですが、前に常任委員会で説明されたときより155万円ほど試算よりふえているわけですね。これについての説明をお願いします。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えいたします。

今回の金額につきましては、いわゆる今回の条例自体は、国から処遇改善のための3%介護報酬上乗せした分をその市町村に一部保険料の上昇を抑えるために交付すると。交付するための基金を市町村につくってくださいということで、この基金を設置するというものでございます。その交付時期につきましては20年度中に行うということだったものですから、今議会で提案させていただいているということでございます。

それから、その3%については、サービスの内容につきましては3.09%というのと2.8%、さまざまといいますか、ちょっと違うものがありまして、それで約3%という表現をしております。一つ一つのサービスについては大体決まっているんだというふうに思っております。

それから、今回、後で御審議いただきます補正予算の数字との違いなんですけれども、今回交付金として来るお金が大体1,490万円でございます。予算書はおっしゃられたように1,600何がしてございます。それはいわゆる報酬の上昇分と、もう一つは、いわゆる広報といいますか、広報宣伝費ということが上乗せなっているために補正予算上は155万円ほど上乗せになっておりまして、1,646万5,000円という形の金額になっているということでございます。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） ほかに。5番。

○5番（吉岡博道君） その内容については大体理解したつもりでございますが、今回は20年度に交付し、それで21年度には全額、それから22年度に半額、23年度はゼロなんですね。これ何かちょっとわかりにくい点もあります。また、我が町では介護給付準備基金もあります。これも給付の増加に備えての基金でございますが、ひいては保険料のふえた分もそれで賄うという面もあると思います。これらの介護給付準備基金ですね、これらとの整合性というか、関連、もしございましたらお願いします。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） わかりやすく申し上げますと、関連はございません。要するに準備基金はいわゆる、何と申しますか、運営のための準備と申しますか、それで準備金を毎年度積み立てるといふものでございます。今回の基金につきましては、いわゆる介護従事者の要するに処遇改善するために、今回見直しをしている介護保険料に反映されてしまうと。その反映幅を抑えるためにその基金を交付するといふものでございます。ですから内容は違っているといふことでございます。

それから、その3年間なんですけれども、最初に上げ幅の全額が21年度で、上げ幅の半分が22年度で、23年度は交付しないと。よく意味、私もよく理解してないんですけれども、そういった形になっております。

ただ、3年間の事業運営なものですから、21年度にすぐ取り崩してしまうかどうかについては、少しこの推移を見ながら考えたいというふうに考えているところでございます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号加美町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号加美町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第6 議案第4号 加美町監査委員条例の一部改正について

○議長（米澤秋男君） 日程第6、議案第4号加美町監査委員条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第4号加美町監査委員条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件は、休日を表現する文言を加美町の休日を定める条例から引用する内容に改めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号加美町監査委員条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号加美町監査委員条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第7 議案第5号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（米澤秋男君） 日程第7、議案第5号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第5号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件は、厳しい財政状況や行財政改革の推進を踏まえ、平成20年4月から報酬額を5%削減する等の改正を行ったところでございますが、次の理由により改正を行うものでございます。

学校教育専門指導員及び社会教育指導員につきましては、学校教育や社会教育の一層の充実を図るため設置しているものでございますが、同様の形態で設置している宮城県や近隣市町の勤務条件などから報酬額を比較すると、他の自治体より高い報酬となっていることから、月額「19万円」を「15万2,000円」に引き下げるものであります。

地区公民館長、勤労者福祉研修センター所長、青年交流センター所長につきましては、それぞれの条例に基づき任用するものであります。地区館的な位置づけでの共通の面も多いことから、月額報酬単価を「10万8,000円」に統一するものであります。

また、今定例会に勤労青少年ホーム条例及び就業改善センター条例を廃止する条例を上程しておりますことから、本条例の項目を削除するものであります。

母子生活支援センターでは嘱託医を置くこととされており、本条例では規定していなかったも



ので、年額6万円として加えるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第8 議案第6号 加美町立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の一部改正について

○議長（米澤秋男君） 日程第8、議案第6号加美町立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第6号加美町立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件は、現在宮崎幼稚園と賀美石幼稚園で実施しております預かり保育を、町民のニーズと公平な教育環境の整備を図るため、平成21年4月より小野田幼稚園と西小野田幼稚園でも行うためのものがございます。

また、現行条例では幼稚園に係る保育料の徴収期限が毎月20日までとなっておりますが、保護者など納入者の給料日等を考慮いたしまして所要の改正を行い、よりよい子育て支援体制の構築を図るものがございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号加美町立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号加美町立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第9 議案第7号 加美町生涯学習計画審議会条例の一部改正について

○議長（米澤秋男君） 日程第9、議案第7号加美町生涯学習計画審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第7号加美町生涯学習計画審議会条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件は、加美町教育委員会組織規則の改正により、審議会事務局の名称を「生涯学習課」から「社会教育課」に改めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号加美町生涯学習計画審議会条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号加美町生涯学習計画審議会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第10 議案第8号 加美町公民館条例の一部改正について

○議長（米澤秋男君） 日程第10、議案第8号加美町公民館条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第8号加美町公民館条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件は、宮崎生涯学習センターが宮崎福祉センターの敷地内に建設中であり、今後宮崎公民館として利用することから、宮崎公民館の所在地を改めるものであります。

また、広原地区公民館、鳴瀬地区公民館、賀美石地区公民館につきましては使用料規定がなく、そのほかの地区公民館の使用料は、それぞれ宮崎公民館、小野田公民館の使用料を準用することとしておりますが、公民館と地区公民館では同じ施設がなく準用が適切でない事例もありますことから、準用規定を削除するとともに、公民館と地区公民館それぞれの使用料を施設ごとに規定して明確にするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号加美町公民館条例の一部改正についての採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号加美町公民館条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第11 議案第9号 加美町敬老祝金等支給条例の一部改正について

○議長（米澤秋男君） 日程第11、議案第9号加美町敬老祝金等支給条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第9号加美町敬老祝金等支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

ます。

本案件は、90歳以上の方全員に対し敬老祝金を、100歳を迎えられた方には特別敬老祝金50万円を支給し、長寿をお祝いしているところであります。しかし、90歳以上の人数は毎年増加しておりますので財政的な負担も大きくなってきております。近隣の市町を見ますと、既に事業の廃止や見直しが行われている状況にありますので、今回、本町におきましても支給対象者の縮小と支給額について見直しを行い、御提案申し上げるものでございます。

歳出の削減ではございますが、高齢者の立場に立った敬老会の持ち方等についても検討を行ってまいりますので、御理解と御協力を賜りたいと考えております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番近藤義次君。

○12番（近藤義次君） 福祉課長にお尋ねいたしますが、この余った金だね、要するに減らした金をどういう方向に使うのか。これは多分老人のために使うんだと思う。新しい施策が出てくるんだと思うんだけど、どういうことに使うの、その辺お尋ねいたしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えします。

このお金につきましては、一つはですね、要するに財政が厳しいということで削減策ということでございますので、ただ単純に削減すると、町財政の方に戻すというのが一つ。それから、もう一つ、この敬老祝金の金額については、現在、要するに敬老のあり方自体の見直しを行っているところでございます。これはお金のお話ですけども、現在やっていますのは、いわゆる敬老会をやっているんですけども、敬老会も3地区でそれぞれ対象者が30%程度の参加率になって——年齢的に高いんですから全員というのは無理なんですけれども、ただ、そういうこと自体も、もうちょっと近くでやると行けたのになというお年寄りもたくさんいらっしゃる。それから、区長さん方からもミニデイと一緒にやれないかというような話が出てたり、さまざまな意見が出ているところで、やっぱりそういったところ、見直しの時期に入っているんだというふうに思っております。ですから、そういった費用、新しく各地区でやっていただけるんなら、各地区でやっていただくためにかかる経費に充当したいというような考え方を持っているところでございます。

ただ、21年度中に見直しをしたいというふうに思っております。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。3番木村哲夫君。

○3番（木村哲夫君） 第2条1、2、4号ということで、第3号の99歳は現状のまま3万円なのか。それと、削減幅と申しますか、金額的にはどのくらいの削減を見込んでいるのかお伺いします。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） （3）につきましては、おっしゃられたとおりでございます。99歳の方は現行のままなものですから、この中に記載してないということでございます。

それで、これによって試算される数字で申し上げますと、祝金自体の方で申し上げますと、343人ぐらいが減ります。それによって削減額については421万円ぐらい削減されると。もう一つは特別敬老祝金の方です。これは人数変わりませんが、そっちの方が160万円ぐらい削減されますので、合わせて581万円ぐらい削減されるというふうに踏んでおります。ただ、人数については来年の12月31日現在で推計しておりますので定かではないんですけれども、そのぐらいになるというふうに考えております。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号加美町敬老祝金等支給条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号加美町敬老祝金等支給条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第12 議案第10号 加美町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（米澤秋男君） 日程第12、議案第10号加美町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第10号加美町国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件は、児童福祉法の改正に伴い、平成21年4月1日から里親制度が見直されるほか、小規

模住居型児童養育事業が実施されますことに伴いまして、同事業の対象となります児童で扶養義務者のいない児童につきましては医療費の全額が公費で賄われることから、国民健康保険の被保険者の適用を除外するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号加美町国民健康保険条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号加美町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。